

官報

号外 昭和二十四年十二月三日

○第六回 衆議院会議録第一二十三号

昭和二十四年十二月一日(金曜日)

議事日程 第二十二号

午後一時開議

第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 国書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

本日の会議に付した事件

日程第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十名提出)

議員紹介一良君を懲罰委員会に付するの動議(椎熊三郎君提出)

休憩の動議(淺沼稻次郎君提出)議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議(野坂參三君外四名提出)

日程第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

議員紹介一良君を懲罰委員会に付するの動議(椎熊三郎君提出)

休憩の動議(淺沼稻次郎君提出)議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議(野坂參三君外四名提出)

日程第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

議員紹介一良君を懲罰委員会に付するの動議(椎熊三郎君提出)

休憩の動議(淺沼稻次郎君提出)議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議(野坂參三君外四名提出)

肥料配給公團令の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給與に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

飲食營業臨時規整法の一部を改正する法律案(星島二郎君外六名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○議長(幣原喜重郎君) これより会議を開きます。

第一 在外同胞引揚促進に関する決議案(中山マサ君外二十九名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 在外同胞引揚促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。中山マサ君。

在外同胞引揚促進に関する決議案

既往四箇年にわたりて、在外同胞の引揚実施につき、連合国的好意を衷心より感謝する。

ボッダム宣言受諾以来、われくが誠実にその実行に努めたことは、本年五月一日連合軍最高司令官マツカーサー元帥の声明によつて明らかなどころである。

しかるに、ボッダム宣言第九條に明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中のにおける死亡者の氏名並びに戦犯の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われくは、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期する。

政府は、これがため慎重且つ果斷なる措置をとることをちゆうぢよしてはならない。

政府は、これがため慎重且つ果断なる措置をとることをちゆうぢよしてはならない。

政府は、これがため慎重且つ果斷なる措置をとることをちゆうぢよしてはならない。

○中山マサ君 たゞいま議題となりました在外同胞引揚促進に関する決議案

した在外同胞引揚促進に関する決議案

につきまして、その趣旨を弁明いたしました。

在外同胞引揚促進に関する決議案

既往四箇年にわたりて、在外同胞の引揚実施につき、連合国的好意を衷心より感謝する。

在外同胞引揚促進に関する決議案

既往四箇年にわたりて、在外同胞の引揚実施につき、連合国的好意を衷心より感謝する。

ボッダム宣言受諾以来、われくが誠実にその実行に努めたことは、本年五月一日連合軍最高司令官マツカーサー元帥の声明によつて明らかなどころである。

が誠実にその実行に努めたことは、

本年五月一日連合軍最高司令官マツカーサー元帥の声明によつて明らかなどころである。

しかるに、ボッダム宣言第九條に明された捕虜並びに一般抑留同胞の本国送還の一部が未完了であり、抑留中のにおける死亡者の氏名並びに戦犯の部分があることは、誠に遺憾にたえない。このため、その家族はもとより、全国民の焦慮は今や絶頂に達している。われくは、ここに四度あらためて連合国にこれら未完了部分の速かなる発表と、生存者の本国送還を懇請するとともに、国内における可能且つ最大限の調査及び遺族留守家族に対する援護を徹底させることを期する。

政府は、これがため慎重且つ果断なる措置をとることをちゆうぢよしてはならない。

政府は、これがため慎重且つ果断なる措置をとることをちゆうぢよしてはならない。

政府は、これがため慎重且つ果断なる措置をとることをちゆうぢよしてはならない。

す事実は、留守家族のみならず、私も國民を、いたずらに不安に陥れるのをござります。

宣言第九條に、日本國軍隊は、武装解除の後すみやかに故郷に帰らしめ、平和の業につかしむべき旨、述べてござります。しかしに、故郷にいまだ帰り得ぬのみか、その消息すら家族に伝えられざる人々のかくも多数ありますことは、留守家族の心を痛ましめ、これに対する私ども國民の同情は、今や深くなつて來ておるのでござります。留守家族といたしましては、残留者の帰還が一日もすみやからんことを熱望してやまないのは、もちろんでござりますが、せめては文通が許され、また確実なるところの消息だけでも得られるものならばと、切に求めていられるのでござります。その情報は、わが政府がいかに努力いたしましようとも、また連合國の御協力がございましょうとも、抑留しておりますところの國よりの通報がございませんければ、決してその真相がはつきりしないことは、これだれもが知るところでございます。

(拍手)
引揚問題につきまして、ここにある一つの時期を画せんとしております今日、政府におきましては、その関係国に迅速なる抑留者の送還を懇請するの道を講すると同時に、国内にござりますところのすべての機関を動員いたしました。

すれば、ある程度の残留者の数は把握できるものと思われますので、この方面におきましても、従来に倍するところの御努力が切に望ましいのでござります。そうして、その結果をすみやかに整理して、その家族を安心させていたたくことこそ、政府がとるべき道であるうと私は存するのであります。

(拍手)これは政府に対し特に強く要望したい点でござります。

四箇年の長い期間にわたつて待つそぞの家族の苦しい心境に対しまして、未復員者給與法、特別未帰還者給與法によりまして報いるよりほかに、他に私どもがとるべき道はないでございません。前述の改正法律案が両院を通過いたしましても、この恩惠にあづかる家族の数はわずかに七、八万であるのでござります。さらに死亡者の遺族であります。

〔池見茂隆君登壇〕
○議長(常原嘉重郎君) これより討論に入ります。池見茂隆君。

〔池見茂隆君登壇〕
○池見茂隆君 私は、ただいま上程になりました在外同胞引揚促進に関する決議案に対しまして、民主自由党を代表し、衷心より賛成の意思を表明するものであります。(拍手)

全世界の民族が、国境もなく、差別もなく、ひとしくその祖国を愛し、そのふるさとを思慕する情は、人間特有の感情と確信するものであります。(拍手)終戦後すでに四年、その帰國の日を一日千秋の思いをもつて、あらゆる困難、耐えがたき労苦に耐えつゝも、遠いものがあると思うのでござります。願わくは、今回の決議によりまし

て、急速なる援護状況の改善をはかりることを切に念願いたして、この決議案を提案したのでござります。(拍手)私どもといたしましては、今なお引揚げ得ざる多数の人々を故国に迎えるため、さらに覺悟を新たにして事に当らんことを、ここに誓うものでござります。

私は最後に、四年もたちました。われくの同胞が帰つて来ることが、政府を通じても、あるいは連合国を通じても、これができないといたしますならば、私どもは、世界の道義心、その眞心に訴えてでも、ぜひこのことを完遂したいといふ、かたい決意を持つておるのでござります。どうぞこの点御了承願います。(拍手)

○議長(常原嘉重郎君) これより討論に入ります。池見茂隆君。

〔池見茂隆君登壇〕
○池見茂隆君 私は、ただいま上程になりました在外同胞引揚促進に関する決議案に対しまして、民主自由党を代表されぬところの家族の心情である。(拍手)たとい敗戦国とは申しますけれども、これらのこととを関係各國その筋に、最も強く私は要請することにおいて、何人もこれに反対するものはないと確信する。(拍手)

もちろん政府といたしましても、今日まで、国内的に各種の手段によつて調査を進められておりることは、十分承知しております。結局は関係国その筋の明快確実なる通報のなき限り、私ども国民はその完璧を期することができないであります。しかし政府といたしましても、四回に及ぶこの決議の目的達成のために、一段と強力に調査を進められて、一方におきましては、抑留者の一日も早き帰還の促進をあわせてその消息を国内國民にもたらされ、その筋に対する懇請が、現に對しても、私としては心から訴えた

られておるところの人々を思いますときには、またそれらの人々を持つところの家族の方々の心情を考えますときに、この決議案を提出したのでござります。

（拍手）私は、これまで最も強力に要望いたす次第であります。

なお、留守家族に対しでき得る限りの救援をなし、現在國民運動としては愛の運動が展開せられ、現在この未復員者給與法の規定によりまして扶養家族の手当を受けておるものも、わずか六万数千、さらに今回特別未帰還者給與法が改正せられまして、その適用範囲が広くされましても、わずか数千家族に及ぶ程度のものであります。ゆえに、私は、これらの留守家族に対し、その救援の態勢をさらに強化していただきたい。

またわれくといたしまして最も注目いたしまることは、少くともこの死殮者の遺族の身上であります。現行法が改正されるといたしまして、遺靈の救援の態勢をさらに強化していただきたい。

一柱に対しまして、遺骨の引取料、埋葬料合せて三千二百円という給與では、葬式の費用にも足りない状態でありますことは、御承知の通りであります。ゆえに、これらの遺族に対しましては、将来、現在の給與のほかに、弔慰金とでも名目をつけましょうか、國家からのいわゆる給與を行ふことが、絶対的に私は必要であると信じておる所以であります。ゆえに、この点は特に議員諸公におかれまして、また政府に對しても、私としては心から訴えた

以上、まことに簡単ではありましたけれども、抑留者、遣族、留守家族に関するところの私の所見の一端を披露いたしまして、最後に重ねて本案に対する絶対の賛意を表しまして、趣旨の説明を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 堤ツルヨ君。

〔堤ツルヨ君登壇〕

○堤ツルヨ君 ただいま上程されました在外同胞引揚促進に関する決議案に對し、日本社会党を代表いたしまして、日本社会党の見解を国民の前に明らかにせんとするものであります。

本夏以来、九万五千に近い同胞の引揚げは、皆様とともに、まことに御慶にあらぬところでございますが、今なお数の判明せぬ在外同胞のありますことは、本国会といいたしましても、はなはだ画目のない次第でございまして、抑留国政府の正式な発表のない限り、これが当然としないことは、皆様も御承知の通りでございます。赤紙で召集されました父が出征いたしますとき、母親のひざの上に乳を飲んでいた赤ん坊も、今日では、はや九歳、十歳のわらべとなつております。頗るえ知らぬ父の帰りを待つ、いじらしい子供たちを思いますとき、大きな社会問題の一つとして、真剣な、日本民族をあげての促進運動がなされなければなりません。(拍手)

單なる留守家族の問題としてのみ考えられべきものではなく、大きな戦争犠牲者への国民全体の共同責任であることを痛感いたします。しかるに、今日まで、本問題に対し、日本民族あげての努力がなされたであります。しかし、日本人は、おのれさえよけか。とかく日本人は、おのれさえよければ見て見ぬふりをいたす、はなはだ一々あります。「ノーノー」と呼び、発言する者多し) 留守家族は血みどろな叫びをあげて参りましたが、一部の人々を除きましては、引揚げ促進に関しましても、はなはだ冷淡であります。この意味におきまして、この決議が單なる決議にとどまつてはなりません。この決議案を契機といたしまして、院外にも院内にも、必ずや大きな全民族の輿論が喚起されるであろうことを信じて疑いません。

さらに進んで申し上げたいことは、

わが党は重ねて申し上げたいと存じます。この意味におきまして、この決議が單なる決議にとどまつてはなりません。院議をもつて国際連合に陳情させん。院議をもつて國際連合に陳情させるべきものであります。来る十二月四日召集されます次期通常国会には、わが党は、この院議を提倡いたしたいと考えておりますので、この点をもつけておきたいと存じます。

本問題が單なる日本民族だけの問題でないということあります。いわゆる人種を越え、国境を越えた、人権擁護の見地から、広く世界人道維持の立場から、全人類に向つて訴えらるべき問題であると存じます。すなわち、ボッダム宣言第九條に示されておりますと

このの、平和にして生産的なる一市民への復帰は、占領国といわず、被占領國といわば、嚴正なるボッダム宣言の履行者でなければなりますまい。さら

に九月二日、マッカーサー元帥は、日本人は忠実にボッダム宣言を履行しつ

たびか委員会でも詰問をいたし、その

つあり、民主化も軌道に乗つたと申しておられるのであります。占領下おりましたにもかかわりませず、その報告のなく、データのないのは、はなはだ遺憾であります。困難事とも思えますとともに、林厚生大臣の今後の善処を希望いたします。

最後に、本決議案の上程を、ラジオで、新聞で知りましたところの、ささやかなる留守家族、タケの卓にそつと涙をふくところの老いたる母、疲れた妻、いたいけな子供らのあることを思って、感無量なるものがござります。

どうか男子議員が大部分を占めておられる、日本政府に手の届かないところまで列挙して、これをむちうとうとするものでないことを申し上げておきます。

このたびの補正予算を見ましても、明らかに政府の不誠意を物語つておる

と思うのでございます。帰つたところの人数が少かつたので、予算が不用となりつて大蔵省に返上したと申されるとあります。各市町村または都道府県を通じて、未復員者を持つ世帯の実数、さらには在外同胞よりの音信、または帰還者のによるところの情報により、その実態の明らかなもの責任ある発表など、一日千秋の思いで待つ留守家族の復員者の姿、また引揚者の住宅などを表明するものでございます。(拍手)

新聞の報道によりますと、引揚船のかじりついてでもこれを握つておつ

事務の完璧ならんことを要求いたしておきましたにもかかわりませず、その

ならないのが政府の職務であろうと私は存するのでございます。予算に対し

ましても、林厚生大臣の今後の善処を希望いたします。

○議長(幣原喜重郎君) ただいまの堤君の御発言中、不穏な言葉があつたように聞いておりました。速記録を取調べの上、適当の処置をとることといたします。

並木芳雄君。

〔並木芳雄君登壇〕

○並木芳雄君 ただいま上程になりました決議案に対しまして、民主党野党派を代表しまして、私も心からの賛意を表明するものでございます。(拍手)

新聞の報道によりますと、引揚船の最後の船は、本日をもつてこの冬の終

りだと言われております。政府の責任ある発表によりますと、いまだ帰らざる者数十万、われくは、この間におけるギヤップに対して、ほんとうに涙をのんで、心の中で泣いておるのでござります。幾たびか、この決議案は本会議場に上程されました。そうして、今度こそは、かくのごとき決議案を再び上程しないで済むようについておが、各位から呼ばれておつたのでござります。しかるにもかわらず、二たび、三たび、遂に五たびの冬を迎えるにあたつて、いまだにかくのごく多数の同胞が海外に残留して、なつかしい故郷に帰れぬ、このことは、われわれ今や平和的、民主的な日本の本土に暮しております者としては、耐えられない焦慮の至りであります。

(拍手)

私は、詳しいことは前の皆さんのがおつしやいましたから、ここに重ねて申しません。ただ申し上げたいのは、何でもいいから帰してくれ、一人残らず帰してくれ、数が少しくらい合わなくて、そんなどとは、あとから合せばよいじゃないか、とにかく帰してくれ、ということを絶叫したいのであります。

本問題は、予算委員会においても、外務委員会、厚生委員会、あるいは引揚特別委員会においても、全國民の総意を代表して、政府に対して熱望に熱望をわれくは加えておるのでござ

ります。そしてまた政府側においても、熱心に連合軍当局の方にお願いをしておる、こういう答弁があります。また過ぐる施政方針演説においても、吉田首相は、特にこの点に触れています。吉田首相は、特にこの点に触れます。われくはこれを信じたい。信じて、海外同胞引揚げ促進のために全力を盡すということを言われております。われくはこれを信じたい。信じたけれども、要是実績である。いくら文句でうまいことを言つても、実績が現われなければ、われくとしては、がまんできないのであります。

政府が口に唱えることと、実際にやっておることと一致しておるかどうかを疑わざるを得ないのであります。(拍手)白たび宰相は、御殿場に帰ることは急である、大儀に帰ることは急であるけれども、この引揚げ促進のために、司令部の門を幾たびぐつたか、われくはその懇請の実態を知りたいのであります。

(拍手)私は、日本共産党を代表いたしまして、本決議案の趣旨に賛成の意を述べようとするものであります。
○砂間一良君 砂間一良君。
〔砂間一良君登壇〕
「砂間一良君登壇」
○砂間一良君 私は、日本共産党を代表いたしまして、本決議案の趣旨に賛成の意を述べようとするものであります。

引揚げの問題につきまして、連合国に懇請するとか、国際連合に提訴するとか、世界の人類に訴えるとか、いろいろ御意見がありますけれども、私は、この問題の——でなければならないと思うのであります。(拍手)何となれば、あの侵略的な帝國主義戦争、始めて、国民を赤紙で動員して、兵士を外地に送つたのは、これはアメリカの政府でもなければ社会保障の通念とも一貫するところのものでありまして、大蔵大臣が、かつてこの議政壇上で答弁をしたように、社会福祉をするために英本国の労働党がいかに参つておるかをごらんになればわかるといったような、あの無責任きわまる答弁をするような現内閣に対して、十分の手当をやれといふことは、われく注文する方がむりかあります。

この決議案の中に、その家族はもとより、全国民の焦慮は、今や絶頂に達しておる、といふような表現がしてありました。この国民を焦慮不安に陥れておる問題の一つは、未引揚者の方の問題であります。ところが、この数字よりも四十五万少いのであります。政府の発表しておる数字は三通りいろいろ質問いたしますけれども、政府の答弁はまつたくてたため、なつてないでのあります。(拍手)政府は、本当に安全を期せられることを希望いたしました。これが始終ぐらくかわつて、また力のあらん限り、それらの手であります。まさに万人に期せられることを希望いたしました。私は本決議案に賛成するものであります。(拍手)

もしぬないけれども、しかし戦争によつて生じた犠牲の公正なる負担をやるという見地から、現内閣に対しして、われわれは健全なる野党として、心から、また力のあらん限り、それらの手であります。(拍手)

も、吉田首相は、特にこの点に触れて、海外同胞引揚げ促進のために全力を盡すということを言われておりました。吉田首相は、特にこの点に触れて、海外同胞引揚げ促進のために全力を盡すということを言われておりました。

ところが、北方の場合、「シベリアはどうした」と呼ぶ者ありシベリア地区や、ソ連地区や、満州地区の場合には、この数字のつくり方が違つておるのであります。たとえば、一九四九年十月一日現在におきまして、ソ連地区引揚総数は百二十七万余人ということがあります。ところが、一九四六年十二月、米ソ協定以後の引揚者の数は、九十八万三千余人でありまして、この間二十九万三千人といふものは、つまり米ソ協定前に帰つて来ておるといふことが確認されるわけであります。また今年の九月二十三日に、大連地区から、高砂丸で千百二十七人帰つて参りました。十月三日、山澄丸で千七百三十四人帰つて来ております。兩方合せまして一千八百余になるのであります。これは政府の発表する数字によると、大連地区には、もはや残留者が一人もおらないといふことに参ります。今日残留者があらるるのは、満州地区かソ連地区だけになりますが、この数字は、満州地区から帰つて来たことにはなつておりません。

それで政府は、どういう苦しい数字の操作をやつておるかといいますと、この二千八百六十一人を大連地区の基本数字に加えて、同じ数をまた差引きで、そして残はゼロといふインチキなり方をやつておるのであります。これは、何人引揚げて来たつて、基

本数をふやして行つて、その残数はいつも同じということにしますならば、ソ連地区や、満州地区の場合には、この数字のつくり方が違つておるのであります。たとえば、一九四九年十月一日現在におきまして、ソ連地区引揚総数は百二十七万余人といふことがあります。

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○砂問(砂間君) 砂間君——砂間君……

○砂間(砂原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

〔発言する者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

〔発言する者あり〕

げの問題につきまして、もつと政府が責任ある熱意をもつて、ほんとうに一日も早くやつてくれることを希望するわけであります。(拍手)

〔発言する者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

今まで、議会のあるたびに、こういう決議案を満場一致でしなければならないことは、何といつても情ないことであります。(拍手) 戰い終えて四年も政府の国民も、ほんとうにいつとなつておるのに、まだこういう決議になつておるのに、まだこういう決議を練習さなければならない私たちは、この決議案こそは、満場一致で、国会も背後の国民も、ほんとうにいつとなつて、国民輿論を奮起させて、引揚げを一日も早く完了させなければならぬであります。(拍手) 引揚げて来てからの対策は、政府も国会も、おそらく引揚者を何とかしようといふことにおいては、共通の氣持であろうと思ひます。私は、この決議案が満場一致とは行けないにしても、共産党をのがれたほのかの人々は、心から賛成をしてくださることを信じます。そして、国会と政府と国民が一体となつて、ほんとうに一日も早く引揚げが完了できるようにしたいものであります。

本決議案には、新政治協議会を代表して、満腔の賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

河野金昇君

〔河野金昇君登壇〕

○河野金昇君 私は、新政治協議会を代表いたしまして、この決議案に満腔の賛意を表するものであります。(拍手)

本日のこの会議の様子を、全国の未復員の方が聞いたら、さぞや嘆くであろうと思ひます。日本の政府、日本の国会は、満場一致での決議をしてくれることを期待をしておつたであろうと思ひます。ただいまの共産党的演説を聞きますと、これは賛成とは断じて思ひません。(拍手) まるでソビエト政府を代表しておるやうな演説であるのであります。(拍手) まるでソビエト政府を代表しておるやうな演説であるのであります。(拍手) まるでソビエト政府を代表しておるやうな演説であるのであります。(拍手) まるでソビエト政府を代表しておるやうな演説であるのであります。(拍手)

も、日本に歸りたい気持で一ぱいで忍んで來たのであります。戦争をやめ、武器を放棄した日本人は、一日も早く祖國に歸すことが、ボッダム宣言にはつきりと明記してあるにもかかわらず、アメリカも、イギリスも、中国も、みんな歸してくれたの

も、中国も、みんな歸してくれたので一ぱいであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○砂間(砂原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○松谷天光光君

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○砂間(砂原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君——砂間君……

○松谷天光光君

ましては、必ずやこうした決議案を上程し続けて参つたのでありました。まず引揚げを開始していただきたいという懇請に始まり、次いで引揚げの数を増していくべきだといいう趣旨になり、今日は残留者を一刻も早く全員引揚げさせていただきたいという、その一つの段階は確かにとつて参つてはおる所であります。今日、私どもの一つの大きな心配、また最も私どもの知りたいと願ることは、また一番の悲しみは、一体われ／＼の血をわけた兄弟たちが、どこの島に、どこの野に、一体何人生きていてくれるであろうかといいう現実をつかみたいという、それ一度であります。そうして、一刻も早く生きておる兄弟たちがわが家にもどつてもらいたい、わが国に早く帰つてもらいたいといいう、この念願一つにつであります。そうして、一刻も早く生きておる兄弟たちがわが家にもどつて来ておると信じておるのであります。ただいま、この議場に繰りひろげられました一つの場景、この引揚げの問題に対しましても、それ／＼見解の相違はあるうかと思ひます。しかし、いざれの立場にある日本人にいたしましても、私は、その同僚を一刻も早く帰してもらいたいという熱意に、何ら欠くるところ、あるいは差異のあるものはない信じたいのであります。

私どもは、今日ここにわれ／＼に示されたところの、どうしても合わない数字、一方の通信によれば九万五千であります。もう一度、全世界におけるならば、なお一層喜ばしい情報であります。もう一度、全世界におけるならば、なお一層喜ばしい情報であります。

あり、また一方の発表によりますれば三十八万というその数字の食い違い、私どもは、これをまず徹底的に究明したいのであります。一体出て参りまして、世界人類に対しまして、国際各国に対しまして、人道上から要求をいたしました。その発表を、まずわれ／＼は、かというその発表を、まずわれ／＼は、生きて、一刻も早く、世界人道の上から、日本人を一人残らず帰してくださることが、世界平和へのまず第一步のきかしであると、その生きておる者たちを早く帰していただきたいと、そういうその要求へと、進めなければならぬと考へる次第でござります。

なお、先ほど來各議員から申されおります引揚援護対策につきましては、ます現政府を鞭撻いたしまして、一刻も早く完全なる措置を予算上に計上させなければならぬと考へておるやさしく叫したいであります。

なお今日、私どもは早く講和を結びたい。しかも私たちは、全面的講和をおきましても、ソ連地区、中共地区の同僚を一刻も早く全員引揚げさせたいことによりまして、全面的講和こそが、世界平和への一つの出发点になります。ただいま、この議場に繰りひろげられました一つの場景、この引揚げの問題に対しましても、それ／＼見解の相違はあるうかと思ひます。しかし、いざれの立場にある日本人にいたしましても、私は、その同僚を一刻も早く帰してもらいたいといいう熱意に、何ら欠くるところ、あるいは差異のあるものはない信じたいのであります。

私は、労働者農民党を代表いたしまして、かかる意味をもちまして、一刻も早くこの決議案が実施されることを中心から要望しながら、賛成の意を表すものでございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 在外同胞引揚げの問題は、ひとりその家族の方々の希望のみではございません。故国に残る全国人民の、終戦以来絶えざる念願であつたのは、ございません。しかるに彼らは、おきましても、その門前に一晝夜をすわり明しでござります。しかし、あの門前に一晝夜をすわり明しでござります。しかるに、その後帰らぬ現政府を鞭撻いたしまして、一刻も早く完全なる措置を予算上に計上させなければならぬと考へておるやさしくおきましても、ソ連地区、中共地区の同僚を一刻も早く全員引揚げさせたいことによりまして、全面的講和こそが、世界平和への一つの出发点になります。ただいま、この議場に繰りひろげられました一つの場景、この引揚げの問題に対しましても、それ／＼見解の相違はあるうかと思ひます。しかし、いざれの立場にある日本人にいたしましても、私は、その同僚を一刻も早く帰してもらいたいといいう熱意に、何ら欠くるところ、あるいは差異のあるものはない信じたいのであります。

私は、労働者農民党を代表いたしまして、かかる意味をもちまして、一刻も早くこの決議案が実施されることを中心から要望しながら、賛成の意を表すものでございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 在外同胞引揚げの問題は、ひとりその家族の方々の希望のみではございません。故国に残る全国人民の、終戦以来絶えざる念願であつたのは、ございません。しかし、あの門前に一晝夜をすわり明しでござります。しかるに、その後帰らぬ現政府を鞭撻いたしまして、一刻も早く完全なる措置を予算上に計上させなければならぬと考へておるやさしくおきましても、ソ連地区、中共地区の同僚を一刻も早く全員引揚げさせたいことによりまして、全面的講和こそが、世界平和への一つの出发点になります。ただいま、この議場に繰りひろげられました一つの場景、この引揚げの問題に対しましても、それ／＼見解の相違はあるうかと思ひます。しかし、いざれの立場にある日本人にいたしましても、私は、その同僚を一刻も早く帰してもらいたいといいう熱意に、何ら欠くるところ、あるいは差異のあるものはない信じたいのであります。

私は、労働者農民党を代表いたしまして、かかる意味をもちまして、一刻も早くこの決議案が実施されることを中心から要望しながら、賛成の意を表すものでございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

思ふに、共産党的戰術は常にしかりです。彼らは、このよろづや引揚げ促進の決議案に、表面切つて反対することはできないでしよう。しかしながら、心中ではむしろ反対なのであります。それが、(発言する者あり) 拍手)これが全国から集まつた遺族の関係者の代表者が、ソビエトの大使館に多数行きました。代表者に面会を求めるときには、何と言つておる。多数の人たちは、あの門前に一晝夜をすわり明して面会を求めておる。しかるに彼らは、多数をもつて面会を強要することは反目的であるからと、面会を許さなかつたといふ。(彼らとはだれだ)と呼ぶ者あり) しかるに共産党は、組合運動などをやる場合に、いつでも多数をもつて強要しておる事実を何と見る。(彼らとはだれだ)と呼び、その他發言する者あり)私の言ふ彼らとは、共産主義一味の者――のことを言ふのであります。(拍手)

諸君、彼らは、この神聖なる議政壇上を利用して、なお同胞引揚げ促進の決議案に賛成するかのとく態度を裝うて、事実は日本政府の責任を追究したり、そして腹の中ではこれに反対するという事実が、ここに明らかに表明せられておる。(拍手)かくのとく状態は、神聖なる本会議場における同僚の行動として、断じて黙認すること

はできません。「何を言ふか」と呼ぶ者あり) ただちに懲罰委員会に付して、相当なる懲罰に処すべきであると私は信じます。(拍手)

諸君、共産党員の国会内部における行動は、ひとりこのことのみではない。常に彼らは一体、共産主義者は、議会主義者ではないのです。(「その通り」拍手) 民主主義ではないのです。しかしながら、彼らの宣伝と、彼らの暴力革命への前提として、国会を利用し

ておるということだけは、この一二、三年來明らかになつておる。(拍手) ソビエト政府の状態を見ても、レーニンやスターリンの言つておる言葉を聞きまして、彼らは議会主義者では断じてない。專制主義者なのです。少數の者をもつて多数に強圧を加える專制主義の政治のやり方が共産党的政治のやり方であることは明らかであると思つ。われ／＼は、日本の民主化のために、かくのごとき者どもが議会に跋扈するなどということは、日本の前途のために嘆かわしい。(拍手) 彼らは、議会の行動において、常に戦略、戦術、虚偽、欺瞞、あらゆる術策を弄して、この国会を彼らの宣伝の具に供せんとする。この際私の行動は、まさに天人ともに許さざるところであると私は思う。(拍手)

この際私は、不穏当なる言辞を弄して、全国民熱願の同胞引揚げの決議案はその他の日常の共産党的活動を見ましても、引揚げの問題につきの行動は、ただちに懲罰委員会に付しまして、最も熱心に、最も積極的に闘つて来ておるのが共産党であります。

○副議長(岩本信行君) ただいまの椎熊君の発言中不穏当の言辞があれば、速記録を取調べの上、適当の処置をとることといたします。

○副議長(岩本信行君) ただいまの椎熊君の発言中不穏当の言辞があれば、速記録を取調べの上、適当の処置をとることといたします。

書記長の名前をもつて、ソビエトの共産党中央委員会に対しまして、特にこの引揚げについてのメッセージを送つておるのであります。私が、さつき引揚げの点につきまして、数字の点を言つたのですが、この数字の点が、ちつともはつきりしておらない。これをはつきりさせなければ、国民の焦慮が絶頂に達しておると言つても、その絶頂に達しておる国民を安心させることはできないのであります。従つて政府は、この数字をますはつきりさせるために努力しろと言つたことが、それが何でいけないのであります。

○砂間一良君(登壇) ただいま椎熊君より私はに対する懲罰動議が提出されておりまして、その動議の理由を聞いておりますと、共産党は提案の趣旨に賛成であるかのごとく裝うて、事實においては反対しておると言つておる。こういふ、實に陥險な、人をねじ曲げた、そういう曲解をいたしまして、そうして

私は、さつきの決議案の趣旨に賛成する場合におきましても、最初からこの決議案の趣旨には賛成であるということを述べております。そしてまた、その採決の際におきましても、共産党は一致して賛成しておる。

○砂間一良君(登壇) ただいま椎熊君より私はに対する懲罰動議が提出されておりまして、その動議の理由を聞いておりまして、その動議は、共産党は最も熱心であつて、口で言うことと、實際に行つて、口で言うことと、實際に行つて、その動議を断言いたしまして、私の一身上の弁明にかかる次第であります。(拍手)

○淺沼稻次郎君 この際休憩の動議を提出したいと思います。

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 淺沼君提出の動議を採決いたします。浅沼君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立少數。よつて浅沼君の動議は否決せられました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 懲罰の動議は討論を用いらずして採決をいたすことになつております。

○副議長(岩本信行君) 起立少數。よつて、ただちに採決いたします。椎熊三郎君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて議員砂間一良君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 懲罰の動議が提出されたのであります。しかし、私どもつて議員砂間一良君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて議員砂間一良君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

方をやめて、冷静に、どこの国とも対等にやつて行くというような、そういう立場をとつて、引揚げ問題から政治的かけひきを抜いてやつて行つて、初めてこの引揚げ問題が円満に解決される、國民の輿望にこたえることができるのであります。

○副議長(岩本信行君) ただちに懲罰に付すといふのではありません。(拍手)これを取上げまして、ただちに懲罰に付すといふのではありません。

○副議長(岩本信行君) これは、懲罰などと言つて、どうを懲罰するか、ちゃんとやらおかしい。どこに理由があるか。私は、引揚げの問題につきましては、共産党は最も熱心であつて、口で言うことと、實際に行つて、その動議が制限に対する行

為としましては慎重を欠くものであります。社会党といたしましては、速記録を調査するほか、懲罰に対しまして各党の態度を決定するまでに、さらに時間を要しますので、これらの問題につきましては、少くとも各党がその態度の決定ができるまでの間、暫時休憩せられんことをお願いします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 淺沼君提出の動議を採決いたしました。浅沼君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 賛成者起立。

○副議長(岩本信行君) 起立少數。よつて議員砂間一良君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて議員砂間一良君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

○議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議 野坂参三君外四名提出)

○副議長(岩本信行君) 野坂参三君外四名より、成規の賛成を得て、議員椎熊三郎君を懲罰委員会に付するの動議が提出せられました。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者春日正一君。

〔春日正一君登壇〕

○春日正一君 引揚げの重大な決議案の審議にあたつて、こういう議案を提出することは、非常に遺憾なことでありますけれども、ただいま椎熊三郎君が砂間議員の懲罰の趣旨弁明をしている言葉の中に、引揚げを求める人たちが、ソビエト代表部の門前に行つて、二十四時間夜を明かした。そうしたら、彼らが、こういう行為に対しても会わぬと言つて、断つたというような非難をしておりますけれども、その彼らというのは一体何であるか。明らかにソビエト代表部を指していることはいうまでもない。これは連合国の一員に対する重大なる誹謗であると思つ。

労働者諸君がデモをやるとか何とかいう場合に、常に暴力行為と非難しておられるのは諸君だと思つ。それが、こうした行為を外国の代表部にかけておいて、しかもその代表部を非難するというようなことは、おそらく国際的

にいつても非常に大きな問題になると思つ。(拍手) そして、こういうことが引揚げを遅らせる大きな要因になつた。連合国全体の手による引揚げといふような問題において、一方の連合国に対する、こうした一方的な非難が、実際において引揚げにいろいろな不円滑な点をもたらすということを、十分考えなければならぬと思う。

従つて、この議場において、連合国

の有力な一員に対してもしたこの無礼な言辞に対して、わが国会は、国際的

な関係を考えて、当然この椎熊君を懲

罰に付し、その責任を明らかにすべき

であると思うのであります。これが懲

罰動議提出の趣旨であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 懲罰事犯あり

と告げられたる議員より弁明の申出が

あります。これを許します。椎熊三郎

君。

〔引揚げを妨害しているのは諸君だ」「やかましい」と呼び、その他發言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願い

ます。

〔椎熊三郎君登壇〕

○椎熊三郎君 諸君、この議場の光景

を自擣する人々は、私がただいまの發

言に対して一身上の弁明をする必要が

ないことは明白な事実だろうと思いま

すけれども、事いやしくも私の一身上に關することですから、この際弁明を許していただきたい。

日本人として、この心境をどう思う。

諸君、ソビエト大使館に全国の引揚げの代表者が行つて、陳情のため面会したいということを申し込んだ際に、これを拒絶せられた。しかも、二十四時間の長きにわたつて門前に待ち受けたところが、私の目から見れば不連続線であります。これが懲罰の問題が起ると、共産党なのか、社会党なのかわからぬよな行動をとる。だと。(拍手) ほんとうの一線を画してられない事実でございます。(拍手) 私は、共産主義者の一部の人々、ことに国会におけるこれらの人々は、少くとも国會議員たるの襟度を持して、国会におきましては日本人らしい態度をとつてもらいたい。しかるに――の行動は、常に日本人なのかソビエト人なかなかわからぬよな行動をとつてゐる。従つて、――共産党員といふものは、日本の憲政をほんとうに発達せしめるために国会に議席を持つてゐるのではなく、――最後の理想たる人民政府樹立のための暴力革命遂行の前提條件としてやつて來てゐる。(拍手) この事実が、あるいは三鷹事件であるとか、人民電車であるとか、汽車の転覆であるとかいうことになり、ことごとくこれに共産党員が関係してゐる。(拍手) この事実を何と見るか。

この際私は、私の發言に対して社会

確なる一線を画しておると言つた。私は、それを日本のよき政党の發展のために喜びます。しかし、一般の演説でも私は言つた、社会党の言う共産党といふことは、私は言つた、社会党の言う共産党との一線が、私の目から見れば不連続線だ。われくせつかく野党連合などといつてやつて参りましたが、今後はよほど警戒しなければならないと思う。(拍手) われくは、この神聖なる日本の議会が、共産主義者の宣伝の舞台などに使われることを、議会のためには汚らわしいと思うのである。(拍手) 今日考へてみると、四名ぐらいいの代議士が一躍三十五、六名になつた。參議院にもおる。これには、みんな共産黨の秘書がついておる。今日、日本の国会の中には、毎日大よそ百名以上の尖鋒分子たる共産主義者が――歩しておるという事実を、諸君は見のがしてはならないのであります。

(拍手) 私は、あえて感情的にこのこと

議の趣旨弁明の中に不穏當の箇所がありやいなやは、諸君の御判断によつて、正しき批判の前においてのみ、このことを決定することができると思うのであります。(拍手) 発言する者多し) 諸君、私のなしまたる懲罰動議の趣旨弁明の中に不穏當の箇所ありやいなやは、諸君の御判断によつて、正しき批判の前においてのみ、このことを決定することができると思うのであります。(拍手) しかし私は、日本民主化のために共産主義者らのこの陰謀的行動を黙過しては相ならぬといふ衷心の至誠からこのことを申し上げてるのでございまして(拍手) 発言する者多し) 願わくば終戦以来日本民主化のために精進せられたる諸君の嚴正公平なる御判断に訴えたいと思うのであります。(拍手) その共産主義者の宣伝に乗じせらるるとは、断じて信じがたいのであります。(拍手) よつて私どもは、この共産主義者の宣伝に乗じせらるるとは、断じて信じがたいのであります。(拍手) まだいまの椎熊君の御發言中不穏當な言辞があつた。速記録を取調べの上、適当な処置をとることといたします。

懲罰動議は討論を用いずして採決をいたすのであります。よつて、ただちに採決いたしました。野坂君外四名の動

議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立少數。よつて本動議は否決されました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 先刻議決せられました決議案に対し、この際厚生大臣及び外務政務次官より発言を求められております。これを許します。厚生大臣林謙治君。

〔國務大臣林謙治君登壇〕

○國務大臣(林謙治君) 在外同胞の引揚げ促進につきましては、本院におきまして幾たびか決議をいたされ、政府もその御決議の趣旨に沿うがごとく、関係国の了解と御盡力とを願つて参つたものであります。しかしながら、なほ海外に残留するを余儀なくされておる相当の同胞がある今日、申すまでもなく政府といたしましては、さらに一段の努力をいたして参りたい旨悟でおるのでござります。

なお在外在留者等の調査につきまして、従来から極力その進捗をはかつて参つておる所以あります。すみやかに完成の域に達するように、今後とも努力を続けて参りたいと考えておる次第であります。

留守家族等の援護につきましては、その一部として、本会期中、諸君のお力添えによりまして、二回にわたり、未復員者給與法、特別未帰還者給與法の改正が行われ、諸給與の改善により

まして、長年の御心労に報いるの一端

を果し得るよう相なつたのであります

が、もちろんこれのみをもつて満足をいたすべきものではなく、その援護は、特に各種の方面から今後徹底を

されまつた決議案に対し、この際厚生大臣及び外務政務次官より発言を求められております。これを許します。厚生大臣林謙治君。

〔國務大臣川村松助君登壇〕

○副議長(岩本信行君) 「外務大臣を出せ」と呼び、その他發言する者多し。」

○副議長(岩本信行君) 御静聴に願います。——御静聴に願います。

〔政府委員川村松助君登壇〕

○副議長(岩本信行君) 先刻議決されました在外同胞引揚げ……。

〔發言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 先刻議決されました在外同胞引揚げ……。

いたしておりまして、すでに先般來、政府といたしまして、この同胞を五度酷寒のかの地に年を越させたくない

という考へ方から、一日もすみやかに護送のできるよう、あるいは司令部はかつて参りたいと考えておるわけであります。

あります。さよう御了承をお願いいたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 外務政務次官

川村松助君。

○副議長(岩本信行君) 「外務大臣を出せ」と呼び、その他發言する者多し。」

○副議長(岩本信行君) 御静聴に願います。——御静聴に願います。

〔政府委員川村松助君登壇〕

○副議長(岩本信行君) 先刻議決されました在外同胞引揚げ……。

〔發言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 先刻議決されました在外同胞引揚げ……。

〔發言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 先刻議決されました在外同胞引揚げ……。

る規程案及び国立国会図書館法による出版物の納入に關する規程について審査を行いました。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案につきましては、これは各省設置法の施行に伴いまして、各支

部圖書館の名称の変更及び一部の分割を必要とするに至つたこと、第二に

は、引揚げ対しては万全の手配を盡しておる旨があるのであります。今後も、政府といたしましては、引揚げ促進に関する限り最善の努力とまことを盡しまして、必ずその実をあげる決意であります。以上。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 第二、國書館運営委員長の國立

書館運営委員長の國立

次に國立国会図書館の活動につきましては、第一には国会に対する奉仕、第二には行政、司法各部門に対する奉

仕、第三には一般国民に対する奉仕であります。また、そのほか外国との間の国

交渉の仕事に當つております。各委員会や議員の要求に応じ、各種の調査及び立法

考査の仕事に當つております。ちなみに焼跡に図書館の三宅坂分室が建てられました。主として調査立法の仕事はここで行われております。各委員会や議員の要求に応じ、各種の調査及び立法考査の仕事に當つております。また国会内に図書館の分館が設けられていることは御承知の通りであります。調査奉仕の件数は、百十六件に及んでおります。また国会内に図書館の分館が設けられていて、委員会は本規程に事後承認を與えることに決しました。

次いで國立国会図書館法による出版物の納入に関する規程案を承認いたしました。

これは第五国会中に行われました図書館改正の結果、当然実施されるべき図書納入のための細部規定であります。次に、國立国会図書館のその後の経過及び近況について御報告並びに御紹介いたしたいと存じます。

まず第一に、ただいま申し上げまして、委員会は本規程に事後承認を與えることに決しました。

次に、國立国会図書館のその後の経過及び近況について御報告並びに御紹介いたしたいと存じます。

まず第一に、ただいま申し上げまして、これはそれどころの支部図書館を通じて間接に行つてゐるわけであります。図書館運営委員会より起案提出いたしましたところの

支部図書館及びその職員に関する法

律が本年六月より施行されまして、一

応の人員も正式に配置せられ、逐次そ

の基礎を固めて参つておるのであります。

次に一般国民への奉仕につきましては、これは閲覧希望者の増加にもかか

わらず、場所や設備の関係並びに書物

や職員の関係で、残念ながらいたたまとは申されません。

最後に、外国との図書交換について申し上げたいと存じます。近ごろ一般に外国から書物を送付せらるる数が非常に多くなつて参りましたことは、深く感謝する次第でありまして、アメリカにおける公の刊行物の大部分が送られて来ております。これに対しましては、こちらも、官庁の出版物をアメリカへ送つて答礼にかえておる次第であります。そのほか、司令部の御好意によりまして、アメリカの日刊新聞三十種が現在備えつけられております。最近ユネスコ本部からの連絡もありまして、その方面的書物の寄贈、交換も行われるよう機運になつて参りました。またロックフェラー財團から、アメリカを中心とする文学書類のすぐれたコレクション五百冊ほどが贈與されまして、この方面の国際的文化交流の仕事は、きわめて順調に進んで参つておるといえます。

国立国会図書館の経過及び最近の状況は以上のとくであります。二年四年度の図書館予算は僅々一億円であります。これでは図書館運営の完璧を期することはおろか、現状の維持すら危ぶまれているような次第であります。図書館運営委員会としましては、本年当初予算の計上にあたり、すみやかに図書館予算の増額措置を講ぜられた旨を、図書館法の規定に基きまし

て、議長を通じ強く政府に勧告したのではありませんが、政府においては、財政処置することなく、僅少の予算をもつてその運営に当らざるを得ない状態に置かれています。いまさら申し上げるまでもございませんが、わが国立国会図書館は、文化国家建設のための重要な機関であることを、国会も政府も国民も十分に御認識をいただきまして、願わくば來年度予算の審議にあ

りましては特別の御考慮を望む次第であります。また図書館側に対しても、国会及び政府との連繋を一段と緊密にせられ、図書館奉仕に万全を期せられるよう強く要望する次第であります。

2 前項の場合においては、委員長をもつて発議者とする。
〔訴追案の配付及び予備審査のための送付〕

この規程案は、このたび成立いたしました人事官弾劾の訴追に關する法律第六條の規定に基きまして、訴追の手続に関する特別の規定を定めたものであります。

窮屈のゆえをもつて、何うこれに対し議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、人事官弾劾訴追手続規程案は……

〔定足数が足らぬぢやないか」と呼び、その他発言する者多し〕

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、人事官弾劾訴追手続規程案は……

〔定足数が足らぬぢやないか」と呼び、その他発言する者多し〕

案にその字を添附しなければならない。

第二條 人事委員会は、人事官弾劾の訴追の発議をすることができる。

その内容をいたしますところは、まず訴追の発議は、訴追案をその属する議長に提出する、また人事委員会もその発議を行うことができる

○副議長(岩本信行君) 御静聴に願います。

第三條 議長は、訴追案を印刷して各議員に配付するとともに、予備審査のため他の議院に送付する。

〔訴追案の付託〕

○副議長(岩本信行君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

第四條 訴追案は、議長が人事委員会に付託する。

この規程案は、このたび成立いたしました人事官弾劾の訴追に關する法律第六條の規定に基きまして、訴追の手続に関する特別の規定を定めたものであります。

第五條 人事委員会は、訴追案について、他の議院の人事委員会と合

同審査会を開かなければならぬ。

〔訴追状の提出及び人事官への送付〕

第五條 人事委員会は、訴追案について、他の議院の人事委員会と合

同審査会を開かなければならぬ。

第六條 人事官弾劾の訴追について、

西議院の議決が一致したときは、衆議院議長

所に提出するとともに、その字を訴追にかかる人事官に送付する。

第六條 人事官弾劾の訴追について、

西議院の議決が一致したときは、衆議院議長

がいたします。しかしながら、この点がいたします。しかしながら、この点がいたします。

〔訴追案の發議〕

○副議長(岩本信行君) 人事官弾劾訴追手続規程案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大村清一君。

〔訴追案の發議〕

認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)
した。(拍手)
この際暫時休憩いたします。

午後四時三十四分休憩

午後五時三十七分開議

○議長(常原喜重郎君) 休憩前に引続き会議を開きます。

油糧配給公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

油糧配給公團法(昭和二十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「十五億一千萬円」を「二十五億二千六百萬円」に改めること。附 則
この法律は、公布の日から施行する。

油糧配給公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

油糧配給公團法(昭和二十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「十五億一千萬円」を「二十五億二千六百萬円」に改めること。

折柄、急いで審議をしてもらいたいといふことになり、本日におきましてその質疑を終り、そして、この二日に於て討論をし、急遽本会議に上程されるというような段階になつたのであります。この点からしまして、われくは、先ほど委員長報告にもありましたごとく、これは国会の審議権を無視するものである、許しがたいものであると、断固その点からも反対をいたしました。

この法案の内容は、委員長が報告をいたしたごとく、肥料配給公団の基金を五千万円より三十三億二千八百万円に改め、油糧公団の基金を十五億一千万円より二十五億二千六百万円に改め、都合両公団合せて四十二億九千四百

万円の増額をいたすものであります。かような大金が、国民の血の出るような税金の中から、世間にいろいろと疑惑の目をもつて見られておるところの油糧、肥料両公団の基金として織り込まれるという法案でありますから、決して簡単なる法案であります。その審議のためには相当地力を費し、十分に公団の内容を検討した上でなければ結論は下せないといふことは、民自党各位も異口同音に述べた点であります。提案の遅れた関係上、皆様のボックスの中にも、本法案はまだ入つておらないのであります。また重要な法案は、去る三十日におきまして、ほとんど審議を盡され、そ

てこの期間は、社会党等の主張しまして会期延長の期間であります。もはやこの期間におきましては、衆議院は重要法案はほとんど残つておらないことは、先ほど委員長報告にもありましたごとく、これは国会の審議権を無視することである、許しがたいものであると、だれもが考えておつた。かようなものであります。(拍手)

本法案の予算措置は、ただいま委員長が述べました通り、これは今回の予算において、ついておつたのでありますから、この予算の措置がついたと一緒くに、この法案を農林委員会に付託し

ます。(拍手) いえども意見なきを得ないのであります。(拍手)

本法案の予算措置は、ただいま委員長が述べました通り、これは今回の予算において、ついておつたのでありますから、この予算の措置がついたと一緒くに、この法案を農林委員会に付託し

ます。(拍手) いえども意見なきを得ないのであります。(拍手)

特に、この法案の提案理由に至ります。つまり、この法案を会期切迫の昨日出したということは、薪炭問題あるいは食糧問題等、農林委員会の強烈なる野党の追撃を恐れたるところの農林省官僚群が、これを韜晦せんとして、国会の審議権を無視して、かよう

な拳に出たということは、一言も弁解の余地はないと断言し得るものであります。(拍手) これは、まことに国会と

して看過すべからざるところの処置であります。(拍手) これは、まことに国会の審議権を無視するこの態度に対しても、あるいは油糧等にしましても、根本的な改訂を加えなければならない

た会期延長の期間であります。もはやこの期間におきましては、衆議院は重要法案はほとんど残つておらないことは、先ほど委員長報告にもありましたごとく、これは国会の審議権を無視することである、許しがたいものであると、だれもが考えておつた。かようなものであります。(拍手) われく

重なる警告を行いましたにかかわらず、またかような処置をとつたということは、はなはだ遺憾であります。(拍手)

まことにわれくは、国会の審議権尊重の立場より、この点を糾明せざるを得なかつたのであります。

特に、この法案の提案理由に至ります。つまり、この法案を会期切迫しては、ただかように述べてあるだけあります。「肥料配給公団の基本金を増額する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。」重ねて申しますが、この法案の提案の理由には、「肥料配給公団の基本金を増額する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。」というだけであります。かような提案理由といふものは、われくは、いまだ見たことがないの

であります。

特に、この法案の提案理由に至ります。つまり、この法案を会期切迫しては、ただかのように述べてあるだけあります。「肥料配給公団の基本金を増額する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。」重ねて申しますが、この法案の提案の理由には、「肥料配給公団の基本金を増額する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。」というだけであります。かのような提案理由といふものは、われくは、いまだ見たことがないの

であります。

言わざるを得ないのであります。

もはや、法規上三月までの存続期間

と両公団はきまつておるのであります

から、一応四十三億円を一般会計から

基金に繰入ることなくして預金部

資金等を使いまして運転をいたして行

くのが当然であるということは、あら

ゆる企業の経営、あるいはその他の流

動資本を使う場合におけるところの企

業の根本体系であります。失業者が町

にあふるる今日、わずかに十七億円の

金を支出して失業対策に充て、あるいは

減税と称しまして、自然增收の陰に

隠れて苛酷なる徴税をいたしておる。

そうして、その金を何ゆえにかよくな

公団に繰入れるか。公共事業費あるい

は失業救済費等に充当して実質的な

減税に充てるということが、国民の要

求するところであり、また民自党も同

じく要求しておるところであろうと考

えるのであります。

○議長(幣原喜重郎君) 大森玉木君。
〔大森玉木君登壇〕

われへは、なぜかよなことを申す
かと言ひますと、預金部からの借入金
でありますれば、比較的その金につい
て預金部特別会計の監視等もあります
から、大事に金を使うのであります。

しかるに、一たび基金に繰入れられます
や、日本の国民党は、公団の金あるい
は公金等に対しましては、非常にルー
ズな考え方を持ちますから、今回入りま
した基金四十三億円等も、公団の經營
上、その存続期間が短かいといふよう
なことに藉口されまして、あるいは薪

炭特別会計の二の舞を踏み、国民に多く
の犠牲と負担をかけるのではないか
といふことをおそれておるものであります
ます。

かのような立場からしまして、われ
われは、一、国会の審議権を無視した
ところの提案であり、国会全体がこの
点について反対をしなければならな
い。第二点としまして、公団制度につ
いては根本的改訂を加うべき段階であ
る。この段階において、いたずらに基
金をぶやすとすることは正しい措置で
はない。最後としまして、ドッジ・ラ
インの線に歸れまして、公団經理等に
ついて正しい予算の方針を組まない
ことをふりましても、はなは

だ相容れない措置であるといふ、この
根本的理由に基づいて、本法案につき
まして反対の討論をいたすものであり
ます。〔どつちの公団だ」と呼ぶ
者あり〕よくお聞きください。それは
長代理金ヶ井という人、この三人を調
査いたしたのであります。そないたし
ますと、驚くべき事実が公団に存在
しておる。「どつちの公団だ」と呼ぶ
肥料公団です。

それはいかなる問題であるかと申し
ますと、五億六千一万円といふもの
は、帳簿にもどこにもない。しかしな
がら、これを載せてくれということを
頼んだ。そこで、それはだから頼
んだといふことまだ、まだ追求はい
たしておらませんが、かくのごとき問
題が名古屋、大阪、門司において行わ
れておるのあります。これは本日支部
長の証言によつて、はつきりしておる
のでありますから、これらの内容等
に対しまして、反対の意
見を申し上げたいと存じます。

私は、簡単に二、三點を申し上げまし
て、反対の理由を申し述べたいと存じ
ます。

肥料配給公団につきましては、くど
くどしく申し上げる必要はありません

七千八百万円、これだけ増加しようと
いうのであります。しかし、この資本
金を増加いたしますことは、極端な
例でありますけれども、このようにい
たしまして、ないことまで帳簿につけ
られると頗るよくな人が公団におると
いたしますならば、これはどうばつ
にかぎを預けるようなことであります
。（拍手）でありますから、これに
対しましては私は絶対に反対をいたす
ものであります。

次に油糧公団の問題であります。油
糧公団の問題に対しましては、もやは
多言を要しません。考査委員会におい
て調査をいたしておるのであります。
そこで、その調査の結果はいかが相な
ったかと申しまするならば、大豆協会
に対しまして、六十キロに対して六円
十五銭を販売価格の中に織り込んで
それを別途積立てにしておいた。そし
て、これをかつて大豆協会に交付し
ておるのであります。その金は一億三
千万円といわれておるのであります。
しかしながら、これをいろいろな角度
から調査いたさんといたしまするなら
ば、どうであつたかと申しますると、
この大豆協会と公団とが密接な関係を
持つておる。（「何を言つておるのだ」
と呼び、その他発言する者あり）これ
は公団が統制案を出したということを
申し上げたのであります。あなたが御
存じないならば申し上げます。

大体こういうふうにいたしまして、
この六円十五銭といふものを統制価格
の中に織り込んだ。そうして、そのと
つた金は自由かつてに使つた。これを
自由に大豆協会に交付した。（「だれな
んだ」と呼ぶ者あり）公団であります。
これは一体いかなる意味であるか。こ
れらのごとき手段は、背任でなくて何
であります。私は、これらに対し
ましては、どこまでも調査を進めるの
要があると思つておる。

そういう点からいたしまして、これ
らの法案を通過いたすことは、まだ今
や調査中である。あるいは公団と大豆
協会との関係の書類などに対しまして
は、毎年報告しなければならないもの
が、二十一、二年から今日まで報告し
ておらぬ。それらについて、監督庁等
が何をしておるか。そうしておいて、
その書類は今や焼き捨てたといふので
あります。かくのごとき関係を有する
公団に対しましては、この法案を通過
させることは、これほど危険きわまるも
のはないと思う。（拍手）これをよく調
査の上に提案をいたすことが適當であ
ると私は考える所以であります。これ
に対し反対をいたすのであります。

簡単に、これをもつて反対の理由とい
たします。（拍手）
○議長(幣原喜重郎君) 池田肇雄君。
〔池田肇雄君登壇〕
私は、ただいま上程さ
れました肥料配給公団令の一部を改正

する法律案並びに油糧配給公団法の一部を改正する法律案の両案に対しまして、日本共産党を代表いたしまして反対の意思を表明するものであります。

元来、肥料公団並びに油糧公団に莫大な資金を與えるということについて、予算と並行して審議するのが本来であります。並行審議するというのが、これが原則になつておるにかかわらず、国会が閉会になるまぎわに、こそそどこの法案を出して来るといふことは、實に国会の審議権を無視するものでありまして、その点に対しましては、第一に共産党は反対するものであります。実際にまた、こういつた莫大な金を肥料公団に出すといふような法律を早く出しますと、ボロが出て来る。ボロが続々あとから出て参りまして、どうにもこうにも始末がおえなくなるといふので、そこで閉会まぎわのときに出して、これを通過させてしまおうという魂胆であることは明らかであります。(拍手)

先ほどの弁士も言われおりました

ように、肥料公団の不正、油糧公団の不正には、実に驚くべきものがある。この肥料公団が、五億何千万円といふ莫大な金を使途不明にしておるのは、一体どこから出ておるのか。これは農民の負担で出でておるである。農民の拂り肥料代金の中に運

費が含まれておる。ところが実際に運賃といふのはそれほどはかからぬのである。實際にかかる運賃と莫大な資金を與えるということについて、予算と並行して審議するのが本来であります。

そこで、肥料公団にやりましよう、油糧目で、公団が肥料代金に含めてとつてある金が、相當莫大に上つてゐるのであります。たとえば、かます回収費用が一枚六円になつておる。ところが實際には、一枚二円七十八銭しかかっておらないのである。だからして、この差額が一億二千万円以上にも上つてゐる。これを今日まで何ら調査を徹底的に取締るといふことも、政治家がこれに關係しておれば、これを徹

底的に調査し究明するといふこともやらないといふのは、まさに現吉田内閣の責任であると言わなければならぬ。なぜ、また悪い官僚があれば、これもせず、また悪い官僚があれば、これを徹底的に取締るといふことも、政治家がこれに關係しておれば、これを徹

底的に調査し究明するといふことやならないといふのは、まさに現吉田内閣の責任であると言わなければならぬのである。この公団廃止の方針を決定せられ、特に選舉民に対し公約せられて、これを徹底的に取締るといふことも、政治家がこれに關係しておれば、これを徹

底的に調査し究明するといふことやならないといふのは、まさに現吉田内閣の責任であると言わなければならぬのである。これを今日まで何ら調査を徹底的に取締るといふことも、政治家がこれに關係しておれば、これを徹

底的に調査し究明するといふことや

られないといふのは、まさに現吉田内閣の責任であると言わなければならぬのである。

油脂増産協議会であるとか、水産

業界でも、また同様の方法で、莫大な金を使途不明にしているのである。

大豆協会であるとか、こういうところにやつておる。人呼んで肥料公団を酒

樽をめくりますと、毎晩のように、神樂坂の某料亭で三万円だ、五万円などといふような宴会をやつておる。こういう問題を徹底的に調査し究明することをや

らないで、莫大な金を、資金が足りな

いから肥料公団にやりましよう、油糧

公団にやりましよう——こくいう不当

な金は、これは明らかに農民に返すべきである。農民の負担によつて、こう

いう使途不明の金が出て來るものであ

る。このうちの五億数千万円といふの

が使途不明になつてゐるが、

これが農民に返すべき金であ

る。同時に、まさに不正の上塗り、ど

ろぼうに追銭のよくな、こんなばらば

らな金がありますならば、この金を

六・三制の學校を建築するために、あ

るは土地の改良をするために、農地

改革の徹底をはかるために、こうい

うな金を使へべきであると思うので

あります。人民の血税によつて、かよ

うな不當な金の使い方をする現吉田内

閣の政策に対しまして、日本共産党は

絶対に反対いたす次第でござります。

○議長(幣原喜重郎君) 小平忠君。
〔小平忠君登壇〕

○小平忠君 私は、新政治協議会を代表いたしまして、ただいま議題となつておりまする油糧配給公団法及び肥料配給公団令の一部を改正する法律案に對し、断固反対するものであります。

終戦直後におきまして、日本の食糧

の供給は、新設の公団に委託され

ておられる公団が、いかにも野蛮

な手段で、莫大な金を握つておる

に對しまして、特に油糧公団にお

いては十億一千六百万円、肥料公団に

おいては三十二億七千八百万円、合し

て四十二億九千四百万円の基本金を増

加するといふこの拳に出たこと、なお

この基本金について一般会計から繰入

されるに至つては、私は、言語道断、断じて承服できないのであります。

なぜならば、現在日本の國家財

政は、すでに国民の御承知のよう

に、まことに苦しいのである。特

に、本問題に関しましては、特に民主黨が御承知のように、その経営内容において、さらに經理事務の運営の実態を調査いたしまするのに、すでに諸君が御承知のように、そは、まつたくこれが踏みにじられて、すむの涙ほどの予算が計上され、これらの予算を計上しなければならないのであるが、本年度の補正予算において

の反面に、この四十億を突破すると

いう厖大な予算を、かかる国民の疑惑を抱き、さらに農村においては、肥料配

給の問題については適期に配給され

に選舉民に対して公約せられて、これ

をすみやかに実施すべく參つておるの

であります。しかし、これを行つておるの

でも、これを何ら実行の方向に移さざるのみか、さらに今日に至つては、ま

ったくわれ／＼の理解しがたいような

結果をもたらしているのが、今回のこの法の一部改正である。

すなわち、この内容は、委員長代理の説明のごとく、さらにすでに反対討

論のあつたごとく、まつたくかよくな

る公団に対しまして、特に油糧公団にお

られたのであります。このときも、私は政府当局に、その意図を追究した

のである。特に予算の措置と本件の審

議については、まつたく国会の審議権を冒瀆しておる。その理由は、本案が

補正予算に計上されると同時に並行審

議されたのであるならば、ある程度その点においても理解し得るのであるが、

すでに補正予算は両院を通過しておる。

その後において、この法の改正を急遽出

すに至つては、いかなる意図があつたの

か、あるいは政府当局の怠慢であつた

か、昨日の農林委員会においても、政

府当局が、はつきりこれは怠慢であつた、実は忘れておつたということが明らかにされた。諸君、かかる重要な問題において、忘れておつたといふことが明あつたでは済まされない。

私は、かかる観点において、あえて追究するものではないが、根本的理念において、この公団を明年三月廃止するという段階において、かかる厖大な予算を一般会計から繰入れるという行き方については承服できない。さらに肥料公団、油糧公団については、全国

民の強き要望があり、特に肥料公団についても、次のことき強き主張が、昨年來より、切実なる要求として、政府当局なり関係団体に取上げられておるのである。

その点は、御承知のように、肥料のごときは、まつたく農民だけが使用者であるのである。この農民だけが使用者となるところの肥料、これを配給公団なるものを通じて、すなわち複雑な機構の機構のもとに取扱わせるから適期に配給されない。戦後において農業会が解体し、町村から都道府県、全国に至る間、農業協同組合の組織は、真に農民の自主的意欲として盛り上つた系統組織ができる。この農業協同組合の系統組織を通じて一元的に配給せしめ得ない理由が那邊にあるか、もし、この農業協同組合をして一元的に配給せしめ得るならば、肥料の配給は円滑に

なされ、価格においても、低廉に最低限度に食いとめ得るのである。それらかにされた。諸君、かかる重要な問題において、忘れておつたといふことが明あつたでは済まされない。

かかる理論的にも現実的にも了解しがたい本改正案のごときは、ただちに撤回されることを、私は強く要求して終ります。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君)

起立多数。(拍手) よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

特別職の職員の給與に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。人事委員会理事藤枝泉介君。(拍手)

十三 統計委員会委員長
十四 中央更生保護委員会委員
十五 運輸審議会委員
十六 宮内庁長官及び侍従長
十七 大使及び公使
十八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官(以下「秘書官」という。)

二十 地方税審議会委員
二十一 全国選出議員選挙管理委員会委員
二十二 日本学術会議会員
二十三 侍従
二十四 連合國軍の需要に応じ、連合國軍のために労務に服する者
二十五 食糧配給公団の職員
二十六 失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者
二十七 国立国会図書館長
二十八 衆議院及び參議院の事務総長及び法務次官
二十九 国家公安委員会委員
三十 公正取引委員会の委員長及び委員
三十一 全国選舉管理委員会の委員長及び委員
三十二 外國為替管理委員会の委員長及び委員

第三條 内閣総理大臣等の俸給月額は、別表による。

2 別表により秘書官の受ける俸給月額の号俸は、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、經濟安寧本部總裁、最高裁判所長官、人事院總務課長が大藏大臣と協議して定める。

第四條 内閣総理大臣等の勤務地手

當の月額は、俸給月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第五條 新たに内閣総理大臣等になつた者には、その日から給與を支給する。但し、退職し、又は罷免された國家公務員が即日内閣総理大臣等になつたときは、その日の翌日から給與を支給する。

第六條 内閣総理大臣等が退職、罷免又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで給與を支給する。

第七條 前二條の規定により給與を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給與額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

第八條 内閣総理大臣等の給與の支給期日は、一般職の職員の例によつて。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

官報号外 昭和二十四年十二月三日

衆議院会議録第一二三号 特別職の職員の給與に関する法律案

四三九

(地方自治委員等の給與)

第九條 第一條第十九号から第二十
二号までに掲げる特別職の職員

(以下「地方自治委員等」という。)
は、勤務一日につき千円をこえな
い範囲内において、内閣総理大臣

が大蔵大臣と協議して定める額の
手当を受ける。

(特従の給與)

第十條 第一條第二十三号に掲げる
特別職の職員の受ける給與の種

類、額、支給條件及び支給方法
は、大蔵大臣の定めるところによ
り、一般職の職員の例による。

(連合国軍労務者等の給與)

第十一條 第一條二十四号に掲げ
る特別職の職員の受ける給與の種
類、額、支給條件及び支給方法
は、別に法律で定めるまでの間、
特別調達庁長官が大蔵大臣と協議
して定める。

第十二條 第一條二十五号に掲げ
る特別職の職員の受ける給與の種
類、額、支給條件及び支給方法
は、法令による公團の一般職の職
員の例による。

第十三條 第一條第二十六号に掲げ
る特別職の職員は、労働大臣が大
蔵大臣と協議して定める額の賃金
を受ける。但し、その額は、政府

に対する不正手段による支拂請求
の防止等に関する法律(昭和二十
二年法律第七十一号)第二條に

規定する一般職種別賃金額をこえ
ることはできない。

(重複給與の調整)

第十四條 国会議員、内閣総理大臣
等及び一般職の常勤を要する職員
は、その兼ねる特別職の職員とし
て受けるべき第二條又は第九條の
給與は、支給しない。

一 内閣総理大臣等の職を兼ねる
とき。

二 地方自治委員等の職を兼ねる
とき。

2 前項の規定にかかわらず、その
兼ねる特別職の職員として受ける
べき給與の月額が、国会議員とし
て受ける歳費の月額、内閣総理大
臣等として受ける俸給及び勤務地
手当の月額又は一般職の常勤を要
する職員として受ける俸給、扶養
手当及び勤務地手当の月額をこえ
るときは、その差額を、その兼ね
る特別職の職員として所屬する機
関から支給する。

3 左に掲げる法令は、廃止する。
特別職の職員の俸給等に関する
法律(昭和二十三年法律第二百六
十八号)

特別職の職員の俸給等に関する
政令(昭和二十四年政令第十三号)

4 日本学術會議法(昭和二十三年
法律第二十一号)の一部を次の
ようにより改正する。

第七條第三項中「手当を支給す
ることができる。」を、「別に定め
る手当を支給する。」に改める。

5 地方自治庁設置法(昭和二十四
年法律第二百三十一号)の一部を次
のように改正する。

第六條第一項中「内閣総理大臣が、
大蔵大臣と協議して」を、「別に」に
改める。

6 運輸省設置法(昭和二十四年法
律第二百五十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十二條第一項を次のように改
める。

委員の報酬は、別に定める。

1 この法律は、公布の日から施行
する。

附則

別表		官	職	名	俸	給	月	額
2	この法律施行の日以後において 新たに国家公務員法第二條の特別 職とされた職の職員の受ける給與 については、その後における最近 の機会においてこの法律が改正さ れるまでの間、政令で定める。	内閣総理大臣	人事官	及び検査官	四〇、〇〇〇円			
3	左に掲げる法令は、廃止する。 特特別職の職員の俸給等に関する 法律(昭和二十三年法律第二百六 十八号)	全国選挙管理委員会委員長	公正取引委員会委員長	立法院書記官	三二、〇〇〇円			
4	日本学術會議法(昭和二十三年 法律第二十一号)の一部を次の ようにより改正する。	衆議院及び参議院の事務総長	外國為替管理委員会委員長	内閣官房副長官	三〇、四〇〇円			
5	第七條第三項中「手当を支給す ることができる。」を、「別に定め る手当を支給する。」に改める。	内閣官房副長官	公正取引委員会委員長	内閣官房副長官	二八、〇〇〇円			
6	第六條第一項中「内閣総理大臣が、 大蔵大臣と協議して」を、「別に」に 改める。	内閣官房副長官	全国選挙管理委員会委員長	内閣官房副長官	二七、二〇〇円			
7	第十二條第一項を次のように改 める。	中央更生保護委員会委員長	運輸審議会委員長	内閣官房副長官	二五、六〇〇円			
8	委員の報酬は、別に定める。	内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	二四、〇〇〇円			
9	右の内閣提出案は本院において修正 議決した。よつて国会法第八十三條 によりここに添付する。	内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	一五、〇〇〇円			
10		内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	一四、〇〇〇円			
11		内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	一三、〇〇〇円			
12		内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	一一、〇〇〇円			
13		内閣官房副長官	内閣官房副長官	内閣官房副長官	一〇、〇〇〇円			

昭和二十四年十二月二日

参議院議長 佐藤 寛武

衆議院議長 常原喜重郎殿

(小字及び一は参議院正)

(連合国軍労務者等の給與)

第十一條 第一條第二十四号に掲げ
る特別職の職員の受ける給與の種
類、額、支給條件及び支給方法

は、別に法律で定めるまでの間、
特別調達庁長官が大蔵大臣と協議
して定める。但し、政府に対する不正手
段による支拂請求の防止等に関する法律(昭
和二十二年法律第七十一条)第二條に規定
する一般職別賃金の適用を受ける職員の給
與の額は、その一般職別賃金額をこえるこ
とはできない。

第十二条 第一條第二十五号に掲げ
る特別職の職員の受ける給與の種
類、額、支給條件及び支給方法
は、法令による公團の一般職の職
員の例による。但し、俸給額の百分の
十から百分の五十の範囲内の額で監禁大臣が
大臣と協議して定める額の公團特別手當
を支給することができ、且つ、この手当は、
勵務地手当の計算として、俸給額に合算
してその算定の基礎となることができる。

2 前項但書の規定による公團特別手当の総額
は、当該公團がその職員に対して支給する
俸給の総額の三十分の三十に相当する額をこ
えることができない。

第十三条 第一條第二十六号に掲げ
る特別職の職員は、労働大臣が大
蔵大臣と協議して定める額の賃金
を受ける。但し、その額は、政府
に対する不正手段による支拂請求

の防止等に関する法律(昭和二十
二年法律第七十一条)第二條に
規定する一般職別賃金額をこえ
ることはできない。

特別職の職員の給與に関する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報
告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔藤枝泉介君登壇〕
○藤枝泉介君 ただいま議題となりま
した特別職の職員の給與に関する法律
案につきまして、人事委員会における
審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

本法律案は、十月二十九日、予備審
査のため付託となつたものであります
が、本十二月一日、参議院において修
正の上送付せられ、本委員会に付託せ
られたものであります。まず、本法律
案の提案理由とするところ並びに参議
院の修正箇所について御説明申し上げ
ます。

従来、特別職の職員の給與につきま
しては、特別職の職員の俸給等に関する
法律によつて規定されていたのであ
りますが、その後新たに特別職に加え
られたものが相當にあり、また、その
あるものは給與に関する法的根拠をま
つたく持たない現状であります。従い
まして、この際右法律の適用範囲を整
理いたしますとともに、支給方法その
他のつき所要の改正を加えたいといふ
のであります。

○藤枝泉介君 ただいま議題となりま
した特別職の職員の給與に関する法律
案につきまして、人事委員会における
審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

次に、本法律案の内容を簡単に御説
明申し上げます。まず本法律案の適用
範囲につきましては、第一條におい
て、現在国家公務員法上の特別職であ
る職員を全部網羅いたしますとともに

、これを、その職務の性質、勤務の
形態等に着眼いたしまして、内閣總理
大臣等、地方自治委員等、侍従及び連
合國軍労務者等の四つに分類し、その
おのづかにつき、給與の種類、額、支
給方法等を別個に規定することとした
としております。

第一に、内閣總理大臣等につきまし
ては、秘書官を除きまして、他はその
給與の種類、額、支給方法等は、おお
むね従来の通りであります。ただ秘書
官は、現在扶養手当及び超過勤務手當
の支給を受けておりますが、その職務
の性質、勤務の形態から見まして、こ
れに相当する金額を俸給に織り込んで
俸給と勤務地手当の二つを支給す
ることに改めました。

第二に、地方自治委員等は、新たに
適用範囲に加えられたものであります
が、その給與は、従前の例によりま
りますが、その後新たに特別職に加え
られたものが相当にあり、また、その
あるものは給與に関する法的根拠をま
つたく持たない現状であります。従い
まして、この際右法律の適用範囲を整
理いたしますとともに、支給方法その
他のつき所要の改正を加えたいといふ
のであります。

最後に、連合國軍労務者につきまし
ては、これらの労務者約二十六万人中
約十四万人は、従来、政府に対する不
正手段による支拂い請求の防止等に関
する法律第二條第二項の規定による一

般職別賃金の適用を受けているの
で、参議院修正案は、この事実を明確
にしたものであります。

次に、食糧配給公團の職員の給與に
ついては、これらの職員は、その職務
の特殊性にかんがみまして特に特
別職としたのでありますから、その給
與体係も、一般職である他の公團の職
員のそれとは、おのづから異なるべきで
あります。そこで、食糧配給公團の職
員の給與は、各個人については、一般
職の職員の俸給の一割ないし五割、全
体としては俸給総額の三割を越えない
範囲内で、公團特別手当を支給する現
在の制度を明確に規定したのであります。

○議長(常原喜重郎君) 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
右御報告いたします。

○議長(常原喜重郎君) 起立者多数。
(拍手)よつて本案は委員長報告の通り
採決いたしました。

次に、給與の支給方法として新たに
加えられた規定は、第十四条の重複給
與調整に関する規定であります。これ
は、特別職の職員が他の国家公務員
の職を兼ねるときの給與については、
所要の調整を加えようとするものであ
ります。

○議長(常原喜重郎君) 起立者多数。
(拍手)よつて本案は委員長報告の通り
採決いたしました。

第三に、侍従の給與につきまして
する法律案(星島二郎君外六名提
出) (委員会審査省略事件)
飲食營業臨時規整法の一部を改正する
法律案(星島二郎君外六名提
出) (委員会審査省略事件)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、星島
二郎君外六名提出、飲食營業臨時規
整法の一部を改正する法律案は、提出

律が改正されるまで政令で定めること
ができるよう、附則中に規定を設ける
ことにいたしました。以上が、大体本
法律案の内容であります。

人事委員会におきましては、本法律
案を本日の委員会に上程して、政府よ
り提案理由の説明を聞き、ただちに討
論に移りました。民主自由党藤枝委
員、日本社会党松澤委員、民主党連立
派逢澤委員より賛成の意見があり、日
本共産党加藤委員より反対の意見が述
べられましたが、採決の結果、多數を
通り可決すべきものと議決いたしま
した。

○議長(常原喜重郎君) 起立者多数。
(拍手)よつて本案は委員長報告の通り
採決いたしました。

○議長(常原喜重郎君) 起立者多数。
(拍手)よつて本案は委員長報告の通り
採決いたしました。

者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題いたします。提出者の趣旨弁明を許します。神田博君。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。神田博君。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

飲食営業臨時規整法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八條 削除 第十一條第三項中、「又は副食券」を削り、第三項を第四項とし、同項中「前二項」を「前三項」に改め、第四項を第五項とし、同項中「第一項又は第三項」を「第一項、第二項又は第三項」に改め、第三項として次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前二項の規定により飲食営業を停止し、若しくは飲食営業の許可を取り消した場合又は第三條第一項の規定による許可を受けないで飲食営業を営んでいる事実があると認めた場合において、必要があるときは、省令の定めるところにより、飲食営業を営むために必要な設備に封印する等の措置をとるべき旨を当該飲食営業を営む者に命ずることができる。

第十二條中「第八條」を「第七條」に改める。

1 附 則 第十二條中「第八條」を「第七條」に改める。

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(神田博君登壇)

○神田博君 ただいま議題に供されました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしまして、簡単に御説明申し上げます。

本法律は、前国会において制定を見たものでありますて、當時これが制定されたのでありますて、諸般の情勢より、副食券の使用をする規定に相なつておつたのでありますするが、最近のしよう油の需給情勢の好転によりまして、家庭の需給に持た込むの要なく、營業に配給し得るような状態に相なりましたので、この際これを一般配給より除外する法律案を議題に供する所である。

午後六時三十二分散会

外いたしまして飲食店に配給したい、かように改正いたしたいという案件でございます。

昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十四年度特別会計予算補正(第一号)

昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)

昭和二十四年度常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

出席国務大臣

國務大臣 殿田 俊吉君

厚生大臣 林 讓治君

農林大臣 森 幸太郎君

國務大臣 齋木 孝義君

出席政府委員

内閣官房副長官 川村 松助君

外務事務官 倭島 英二君

大蔵政務次官 水田 三喜男君

引揚援護厅次長 宮崎 太一君

農林政務次官 坂本 實君

通商産業政務次官 宮幡 靖君

引揚援護厅次長 宮崎 太一君

〔朗読を省略した報告〕

1 昨一日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

2 昨一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

通商産業委員会

理事 村上 勇君(理事村上勇君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

1 昨一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会

理事 岡村利右衛門君(理事岡村利右衛門君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

の補欠)

労働委員会

理事 篠田 弘作君(理事篠田弘作君去る十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

君去る十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

の補欠)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

國の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

警察用電話等の処理に関する法律

未復員者給與法の一部を改正する法律

法律

理事 廣川 弘禪君(理事吉武惠市君去る十一月十五日委員辞任につきその補欠)

官報号外 昭和二十四年十五月二日 衆議院会議録第一十三号 議長の報告

確立すべきと信ずるが、政府に、その計画ありや。しかざれば、銀行その他の金融機関に對して、一定のわくを與えるまで、積極的に融資をなすよう指示すべしと考へるが如何。

四 中央機関として消費生活協同組合運営委員会(仮称)の如きものを設立して、全国的にその健全にして進歩的な運営を指導啓発する意図はないか。

五 國際生活協同組合連盟より、加盟の招請あるやの報道を聞知するも、これに対する當局の処置如何。

昭和二十四年十一月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員浦口鉄男君提出消費生活協同組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

一 消費生活協同組合は同連合会を含め昭和二十四年十月現在において六九〇を数え、毎月七〇組合平均の増加を示している現状であり、本組合は国民生活の安定向上に資するところ大なるものがあるで、これが設立の促進のために、

國際協同組合デー、法律施行一年周年記念行事としての消費生活協同組合普及強化週間の全国的展開、報道機関による広報宣伝等を実施するとともに、消費生活協同組合の經營上のあい路である諸問題については、関係各省と折衝して銳意解決に努め、以てこれが健全なる育成發展に努力しつつある次第である。

二 組合の本質よりして民主的にして且つ健全なる運営を期待すべきであり、これがため中央、地方を通じて關係者を集めて講習会、打合会を開催し、又は組合に対しても直接指導監査を執行せしめ、法の施行にそわない不良組合に対しても、これを整理するとともに、優良組合に対しては、これを發展せしめるために消費生活協同組合育成指導要綱を定め、銳意指導育成に當つている次第である。

三 現在の金融機構及び消費生活協同組合の見地から、消費生活協同組合中央金庫を設立する考えはない。

又、経済原則の線に沿う金融の正常化の見地から、消費生活協同組合に対する融資の枠を設置する意図はない。然し、消費生活協同組合の円滑な運営とその育成を図るため、国民金融公庫の資金が今後充実される予定であるから、

法の認める範囲内において、同公庫から極力御援助いたしたいと考える。

四 厚生大臣の諸問題として中央運営協議会を、各都道府県知事の諸問題として地方運営協議会を設けそれぞれ関係者、学識経験者を集めて、組合の進歩的成育を図りつつある。

五 目下生活協同組合の全国的指導機関である日本協同組合同盟において加入の手続を準備中である。

薪炭需給調節特別会計の赤字に関する質問主意書

おいて、薪炭需給調節特別会計の赤字問題に關して、本員が「本会計の赤字を、政府は歴代内閣の責任であるとして、自己の政治的責任を逃れんとしているではないか。」との質問に対し、総理大臣、官房長官、森農林大臣はいずれも「歴代内閣の中、片山内閣もまた、赤字の責任がある。」と答え、特に森農林大臣は

「先程井上君は片山内閣のときは黒字が出たかのようにおつしやつていますが、断じて黒字は出ていません。十五年、十六年、十七年以来すべて赤字であります。片山内閣の時は、今の調査によりますと、六億八千二百四十九万五千円の赤字が出ており

ります。二十三年の年度末の累計によりますと二十三億八千万円といふことになつておるのであります。これは十五年以来の赤字の累積であります。なお、しつかりした数字は御手元に御まわし致していますが、今御話のような片山内閣時代には黒字で

あつたということは断じてありません。」と答弁しているが、本員が本会議で質問した片山内閣時代の昭和二十二年度末の決算は、会計検査院の報告によると、二万二千円の黒字となつてゐるが、政府はこの会計検

査院の会計検査法に基く決算を承認できないのか。若し会計検査院の会計検査法に基く検査方法を否定したことさらに吉田内閣の薪炭行政の失敗による赤字を歴代内閣に転嫁しようとするとするならば、これは卑怯極わまる行為であつて、本員の承服できないところである。よつて政府は、次の件について明確に答弁せられたい。

一 政府は会計検査院の決算はこれを承認する。

一 会計検査院法に基く会計検査院の審査した決算上の数字と森農林大臣の発表した数字との相違は次の如き根拠に基くものである。

即ち、決算上の数字は、薪炭需給調節特別会計令第十七條の規定に従つて、各年度に未実現収益を計上して算出したものであり、森農林大臣の示した数字は、一般企業会計の通則に従つて未実現収益を計上しないで算出したものである。

一 二十三年度末の赤字累計二十三億八千万円という数字も右と同様に一般企業会計の方式に従つて各

年度それぞれ算出した結果の数字である。

各年度国会の承認を得た決算

は、薪炭需給調節特別会計法に従つて行つたものであり、決して不当でもないし又偽裝でもない。

右答弁する。

皮革の統制撤廃に関する質問主意書

多年にわたり実施せられて来た諸統制を撤廃して経済の動きを自由にして、これにより経済力の復興、世界経済への参加を計ることは、わが国経済の全般に共通した根本方針ともいふべきもので、皮革産業においてもなんら例外となるものではない。

殊に皮革産業は種々の理由により最も技術的に統制困難なる産業であるにかかわらず、統制方式の拙劣と取締能力の欠如とはいよいよ統制を困難ならしめ流通秩序を混乱せしめていたのであつて、その結果は黒質業者のちようりようと粗悪品の横行とを招來し、技術水準と商業道德とは低下の一途をたどるのみであつたのである。

従つて、かかる事態にある皮革の統制撤廃こそは第一に実施せらるべきものであつて、撤廃により最早なんらの弊害を生ぜざるのみならず、かえつて生産量の増加、技術の改善、品質の向上、企業合理化の促進

等を來たし、皮革産業の興隆及びその国民经济全般に及ぼす好影響に期待して待つべきものがあると信する。

については、次のような案により皮革の統制撤廃を要望するものであるがこれに対する政府の所見如何。

一 配給統制は全廃するか。

現在までのところでは原皮、革、革製品の全般にわたり配給統制が実施されているが、配給面においては国内原皮の増産、原皮輸入の増大により重要部門に対する革の確保もなんらの作為なくして可能となつて來た今日、これらは総べて速やかに撤廃して現実の経済の流れに副つた自由取引に委ねるべきである。

二 価格統制は全廃するか。

現在までのところ原皮、革、革製品の大部分については、依然と

して公定価格が存在しているが、購買力の低下のため、公定価格を割るもの、逐次現われつある現況で、たゞ公定価格をはずしても価格急騰の懸念は全くないからこれを全廃することが望ましい。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員若林義孝君提出皮革の統制撤廃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 牛革以外は使用制限規則の適用より除外するか。

重要部門への革の割当を確保するため鞄、袋物、高級靴等は使用制限規則により製造を禁止されており除外する。

一 従来皮革については、需要革量に比しその供給絶対量の不足、並びに輸入原皮が海外の援助資金に依存するところを禁製品の製造を許

可して国民生活を充実せしむる必要と可能性が生じたものと考えられ、この種の革についてはこれらを禁製品を製造する以外には最早や適切なる用途なきものすら現われつある状態である。但し、革中の大宗たる牛革については耐乏生活による経済復興の前よりも暫くこれが除外を見合せ、その他の革は速やかに使用制限規則の適用より除外したい。

四 暴利取締令は存置するか。

価格統制が撤廃されても急激な価格変動の懸念は全くないが、その間に暴利を狙う一部悪徳業者の出現を予想し、かかる行為を取締るために暴利取締令はこれを存置し強力に発動することが望ましい。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員若林義孝君提出皮革の統制撤廃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 輸入依存度の高い品種の革、即ち牛革及び羊革については、これが使用を禁止するが、それ以外の革については配給統制の廃止と平衡して可及的速やかにこれが使用制限規則の適用を除外したいと思ふ。

四 意見の如く暴利取締令はこれを存置することが適當と考える。

右答弁する。

用紙配給統制に関する質問主意書

一 新聞用紙の生産は本年上半期を

通じて順調に増産されてきたにも

かわらず、消費量(配給割当量)

存している等の理由もあつて、極力これが有効利用を図るため配給の統制を実施して來た試であるが、

明年度においては原皮輸入計画数も増加し、これに国产皮革の生産数量を加算すれば最も不足して

いる牛皮、牛革及び羊皮、革革についても略々これが需給の均衡を保持し得るものと考えられる。

（一）政府はいかなる見通しを持つているか。

（二）いかなる理由で、配給を統制し、無理な消費調整を行つているか。

二 現在統制している用紙(新聞用紙その他一切の用紙)の種類とその最近一箇月の生産実績、及び統制していない用紙の種類とその最近一箇月の生産実績を問う。

三 現在統制している用紙(新聞用紙その他一切の用紙)の種類とその最近一箇月の生産実績を問う。

四 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員若林義孝君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

五 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

六 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

七 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

八 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

九 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十一 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十二 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出用紙配給統制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

は増加せず、従つて滞貨は増大し、九月末の在庫量は二千八百万ボンドに達し、その後更に増加していく。このため、生産は、下期に入ると及んで、急速に低下してきた。

実施することが決定されている。

又、現在二千八百万ポンドの滞貨があるが、これは新聞四十分の消費量に相当し、円滑な新聞発行を確保するためには、必しも異常なものとは認め難い。しかしながら、諸般の状勢に鑑み、一段の増加消費計画実施によるこれが減少について目下関係当局と交渉中である。新聞用紙の生産は今後も上昇する予定であり、政府としては事情の許す限り早期に統制の

緩和あるいは撤廃を考慮している。

二 新聞用紙の有効需要は、大体年間三億二千万ポンド以上と推定され、従つて現在の供給量年間二億七千万ポンドからみれば需給は安定しているといえなし。

従つて、当分の間配給を統制する必要があり、政府としては無理な消費規正を行つてはいるわけではない。

(九・二一—一〇・一〇)

現在統制している用紙

現在統制していない用紙

(1) 新聞用紙	千ボンド	(11) 包装用紙	千ボンド
(11) 印刷用紙	千ボンド	包装	二三号
印刷二三号	一壹	包装	二三号
一三号	大五	ロール三三号	一、〇一〇
三一号	三六	三五号	一、七八
三四号	四四	機械すき和紙	一〇、二七
三五号	四四、〇九	証券用紙	三七
三六号	六、七五	計測記録用紙	大
四一号	〇	青写真用紙	二五
四二号	〇	学術書用紙	大
四三号	〇	アート原紙	二号
上質紙	セ、七五		大五

割当切符用紙

○

右答弁する。

外国人財産取得政令の在日華きように対する適用に関する質問主意書

本政令の在日華きように対する適用
政策の見解を問う。

は極めて不合理であり、彼らの生活権に重大な脅威を與えている。且つ、政令の適用に當つて、公正な取扱を欠いている点がある。左記項目について、右質問する。

三 旧株に対する割当新株の取得は、使用される出資金が公正に取扱われ、概ね認可されるから、極端な制約が加えられていくとは言えない。

四 この政令は、日本人と在日華きようの合併、事業を阻害している。又中日貿易の發展及び両国民の親善關係に重大な障害を及ぼしている。政府は、本政令より在日華きように対し適用を除外する意思はない。

昭和二十四年十一月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員米原赳君提出外国人財産取得政令の在日華きように対する適用に関する質問に対する答弁書

外交問題に関する質問主意書
一 吉田首相は講和會議終了後においても外國に日本の何箇所かを借りて賣うような意向を抱らしている。

右答弁する。

する適用除外は、目下考えていないが、政令の運用に當つては、中日親善關係に障害を及さないよう充分なる考慮を拂いたと考えている。

衆議院議員米原赳君提出外国人財産取得政令の在日華きように対する適用に関する質問に対する答弁書

一 不動産の取得が本年一月十五日以後であれば、認可を要するが、一月十四日以前であれば、認可を要しない。登記所が書類の受理を拒否しているのは、不動産の取得が一月十四日以前であるか、その時期が十五日以後であるか、その時期が確認できないためだと思われる。

二 店舗の借用は、その期間が五年以下であれば、認可を要しないし、又五年を超えても、申請をすれば、概ね認可されるから、極端な制約が加えられているとは言えない。

三 旧株に対する割当新株の取得は、使用される出資金が公正に取扱われたものであれば原則として認可している。

四 本政令の適用に関しては在日華きようは、他の外国人と全く同様の立場にあり、在日華きように対

する適用除外は、目下考えていないが、政令の運用に當つては、中日親善關係に障害を及さないよう思われるが、第二次世界戰争は、何国と、何が原因となつて始まつたと考えているのか。

日本の将来に最も重大関連のある中国、又近隣のソ連と講和を結ばずして単独講和を可なりとする理由如何。

四 全面講和を結ぶためにのみ日本

政府は全力をつくさなければならぬと思うが、それに対する政府の責任ある見解、具体策及びその進行状況を説明されたい。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出外交問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出外交問題に関する質問に対する答弁書

政府は日本の領域を外国に借りて貰いたいという意向を述べたことはない。また米英と単独講和を結ぶと述べた事実も、故意にソ連、中国を無視した事実もない。

対日講和に関しては、新聞報道以外に公式の情報がなく、現在のところ連合国側の問題であるから、仮設の問題について政府として見解を述べることはできない。

右答弁する。

菜種の供出方針に関する質問主意書

一 石川県においては、菜種の生産並びに供出につき、食糧管理法及び食糧確保臨時措置法の規定する

に、強制的であるような行政措置がとられているが、菜種の生産どもがとられており、菜種の生産と供出は強制か任意か、又その法的根拠及び生産と供出の方針につき

政府の所信を質したい。

二 石川県においては、昭和二十三年度の菜種の供出代金が、いまだに支拂われていないものが多数あるが、その経過と理由を質したい。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出外交問題に関する質問に対する答弁書

供出方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木作次郎君提出菜種の供出方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員梨木作次郎君提出菜種の供出方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木作次郎君提出菜種の供出方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員梨木作次郎君提出菜種の供出方針に関する質問に対する答弁書

政府はまだ聞いていないので、実態を調査し、代金未拂の場合には至急支拂をするよう努力する。

右答弁する。

国家公務員共済組合法に関する質問主意書

一 官序の雇傭人に對し国家公務員共済組合法が適用され十月分の長期給付の掛金が徴収されることになった。

その掛金は官吏の恩給掛金よりも多く給付は少いという事実をどう考へるか。

即ち、府県の秋冬作総合作付計画を尊重して、事前に供出期待目標を示してこれが確保に努めてい

る。

二 官吏の恩給も雇傭人の長期給付

る。なお、本年産菜種は全量供出であるが、昭和二十五年産について事前に依頼した供出期待目標を保有量として差引き供出義務数量として油糧需給調整規則により供出割当する方針である。

生産者は供出割当数量を完納した場合には、それ以上の菜種は麦と無制限に代替供出を認めること

と定められた。

衆議院議員松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

も全額国庫負担にすべきであると考へるがどうか。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対する答弁書

二 届よう人の長期給付は、社会保険の一環として立法された以上民間労働者の社会保険である厚生年金保険、船員保険等と同様使用者である國と被使用者である組合員とがこれを負担すべきものと考へる。

右答弁する。

昭和二十四年十一月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員松澤兼人君提出国家公務員共済組合法に関する質問に対する答弁書

井県の物価指数外二件に関する質問に対する答弁書

一 勤務地手当の地域区分の改訂について、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第二條において

第二條 人事院は、この法律の施行に關し、左に掲げる権限を有する。

一一四 略

五 勤務地手当の支給地域及び

支給割合の適正な改訂につ

き、国会及び内閣に同時に勧

告するため、常に全国の各地

における生計費の科学的研究

調査を行うこと。

第十七條第三項 勤務地手当の

の措置として同法第十七條第三項

において

割合及び地域の区分は、なお從前

の例による。

と規定している。従つて、御質問

の福井県を甲地とすべきかどうか

については、人事院においての科

学的調査を行つてゐる。

二 繊維製品の検査業務は、終日立

位姿勢の作業で検査品の拜見台上

への運搬、印章の押捺を初め検査

自体も一部の化學的あるいは物理

的試験を除いては人力によるものが多く相当な労力を要するので、すでに主食加配業種の対象となつ

ている一般纖維工業の労働となん等變りなく、且つ検査数量が増加するにかかわらず、予算上制約せられた人員をもつて対処しなければならない關係上やむなく残業等をもつて業務を完遂している現状である。したがつて當局としても主食加配の必要性を認め、労務分配主食割当対象に纖維製品検査員を追加するよう以下審議中である。

三 公務員の日直、宿直手当について

政府職員の新給與実施に関する

法律では、超過勤務手当の外、

日直手当又は宿直手当なるもの

を認めていないので、現在では

支給することはできない。但し、

日直又は宿直勤務の性質からみ

て、これを超過勤務として取り扱うことの可否については、研究することと致したい。

右答弁する。

衆議院会議録第十四号中正誤

頁 段行 誤 正

二二六 行の次に次の二行を加えるべきの誤

○副議長(岩本信行君)

河田賢治君

一七五三 吉田首相初め
一九四六 外三十五名 外八十八名